

八丈町農業委員会

第5回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年8月24日(木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年8月24日(木) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：12名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正(欠席)
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利(欠席)
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：2名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子(欠席)	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：3番 加藤 純生委員、4番 菊池 勝男委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 非農地判断願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 篠崎 京平、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第5回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、3番委員・4番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和5年8月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1, 272㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 野菜・イモ類・鉢物
番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1, 129㎡
番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1, 098㎡、2筆合計 2, 227㎡

権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類・ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、前農業委員でもあり、現在も農業を営んでおります。農地については現在きれいに整地され、赤インチ等も栽培されており、引き続き野菜、イモ類、鉢物植物の栽培を行っていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。番号2の●●●●さんについては、現在農業を営んでおります。農地については、①農地の方は現在野菜やさつまいもが栽培されており、今後も継続して野菜やいも類の栽培を、②農地についてはロベが植えられており、こちらも引き続き今あるロベを、どちらの農地も奥さんと一緒に耕作していくとのことです。全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1、番号2農地について、4番推進委員お願いします。

推委4番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。番号1農地については、整備されており、すぐにも作物が栽培できる状態です。また一部で赤インチが栽培されています。番号2①農地についてはすでに野菜が植えられており、②農地についてはロベが植えられていて切れる状況です。番号1、2どちらも問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1、番号2農地について、7番農業委員お願いします。

農委7番 同じく推進委員、事務局と現地確認を行いました。番号1、2どちらも元々●●●●さんの所有地でしたが、今年●●●●さんがお亡くなりになり、姉の●●●●さんが相続しました。●●●●さんは都内の施設におられるとのことで、親

族である●●●●さんと●●●●さんが譲り受けることとなりました。

農地については推進委員、事務局からの説明どおりで問題ないと思いますので、審議の方をよろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可といたします。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。

令和5年8月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 661㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 8,496㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号3① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,568㎡

番号3② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,580㎡

番号3③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 116㎡、3筆合計3,264㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉、期間 8年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1、2の●●●●さんについては、認定新規就農者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、どちらも現在ロベが植えられており、引き続き栽培していく予定です。

番号3の●●●●さんについては、認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、現在遊休化していますが、年度内に未来に残す東京の農地プロジェクトを利用し再生を行い、明日葉を栽培していく計画です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1、番号2農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 農業委員、事務局と現地を確認しました。番号1農地については少し高いロベが植えられています。道路にも接道していて、作業効率もいいと思います。番号2農地については、高いロベが植えられておりますが、手前の方からきれいに管理されておりました。番号1、番号2農地どちらも問題ないかと思っておりますので、審議の方をよろしくお願いします。

議長 続いて、番号1、番号2農地について、2番農業委員お願いします。

農委2番 推進委員から説明がありましたように、番号1農地については少し高いロベが、番号2農地については高いロベがありますが、どちらも管理されておりますので問題はないかと思っております。よろしくお願いします。

議長 番号1、番号2について担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら、続いて番号3農地について、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、本件関係者となる13番農業委員は退出いただきますようお願いいたします。

【13番農業委員 退出】

議長 それでは、番号3農地について、3番推進委員お願いします。

推委 3 番 現地を確認しました。①、②、③農地ともだいが遊休化しておりますが、接道しており重機等も入れるかと思えます。都の補助事業を活用して開墾するということで問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号 3 農地について、農業委員からの意見を伺いたいと思ひますが、檜立地区の農業委員は本日 1 名が欠席、1 名は本件関係者で退出しておりますので、隣の地区とはなりませんが、1 2 番農業委員より意見をお願ひします。

農委 12 番 現地を確認しました。事務局、推進委員から説明があつたとおり、どの農地も遊休化しておりますが、都の補助事業を活用して開墾を行うということですので、問題ないかと思われま。よろしくお願ひします。

議長 番号 3 農地について、担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はござひますか。
…無いようでしたら第 2 号議案を承認することにご異議ござひませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については承認といたします。
事務局は退出された委員に、議場自席に戻つていただくよう連絡をお願ひします。
【1 3 番農業員入室し、自席に着席】

議長 続いて、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願ひます。

事務局 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 3, 3 0 7 m²

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●・●●●●

利用目的 榊、売買価格 3, 5 0 0, 0 0 0 円、移転の時期 令和 5 年 9 月 1 5 日

支払方法 口座振込、支払期限 令和 5 年 9 月 1 4 日

番号 2 ① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 6 8 8 m²

番号 2 ② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2, 4 8 4 m²

番号 2 ③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 1, 884㎡、3筆合計 5, 056㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、売買価格 2, 000, 000円、移転の時期 令和5年12月1日、

支払方法 口座振込、支払期限 令和5年11月30日

番号3① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 1, 873㎡

番号3② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 3, 877㎡、2筆合計 5, 750㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権移転を受ける者 ●●●●・●●●●

利用目的 ルスカス、売買価格 1, 000, 000円、移転の時期 令和5年10月1日、

支払方法 口座振込、支払期限 令和5年9月30日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんと●●●●さんは夫婦であり、●●●●さんは八丈町農業担い手研修センターの7期生です。7月に開催されました担い手協議会において夫婦で認定新規就農者として認定を受けておりますので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、現在雑木等ありますが、今年度の未来に残す東京の農地プロジェクトにて再生を行い、榊を栽培する計画です。

番号2の●●●●さんは認定新規就農者ですので、全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については令和3年度より貸借を行っていた場所でロベを栽培しており、購入後も引き続きロベの栽培を行っていく予定です。

番号3の●●●●さんと●●●●さんは夫婦であり、●●●●さんは八丈町農業担い手研修センターの7期生です。番号1の●●●●さんと同様に7月に開催されました担い手協議会において夫婦で認定新規就農者と認定を受けておりますので、全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については、現在雑木が生い茂っていますが、今年度の未来に残す東京の農地プロジェクトにて再生を行い、来年度の山村離島施設整備事業でストロングハウスを整備しルスカスの栽培を行う計画です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1、番号2①、②農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 番号1、2とも農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。
番号1については接道があり、土地も開かれております。八丈富士の土質が少し特殊ではありますが、榊の栽培なら問題ないかと思われます。
番号2については、事務局からの説明どおり、すでにロベが植えられていて、引き続きロベを栽培していくとのこと。番号1、2どちらも問題ないかと思われますので、審議をよろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1、番号2①、②農地について、2番農業委員お願いします。

農委2番 番号1については、推進委員からも説明があったように、特殊な土質ではありますが、榊の栽培であれば問題ないかと思います。
番号2についても、これまで借りていた農地を購入するということで、ロベもすでに植えられており、引き続き栽培していくとのことですので問題ないかと思います。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2③、番号3農地について、5番推進委員お願いします。

推委5番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。
番号2③農地については、番号2①、②農地と同様に以前から借りていた農地でロベも栽培されており、今後もそのロベを栽培していくということです。
番号3農地については、事務局からの説明どおりで補助事業を活用してルスカスの栽培を行うとのこと。問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2③、番号3農地について、4番農業委員お願いします。

農委4番 事務局、推進委員からの説明どおりで、番号2③農地の方は継続してロベ栽培を、番号3農地の方は、補助事業を活用し施設を整備してルスカスを栽培するとのこと。どちらも問題ないものと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

議長 続いて、議案第4号非農地判断願出書の承認について上程いたします。事務局より説明願いま

す。

事務局

本日机前にお配りの左上に訂正版と書かれた議案第4号資料をご覧ください。

訂正の内容としましては、『非農地証明』という文言が誤っており、正式には『非農地判断』という文言になります。

この文言について少し補足させていただきますと、以前は非農地にする際、その内容が山林化によるものでも、宅地化によるものでも非農地証明願出書を提出いただいておりますが、農業委員会の総会にかけた後に必ず東京都の協議が必要でした。

ところが、法改正が行われ、宅地化による非農地の場合は農業委員会総会後、従来どおり東京都の協議が必要ですが、山林化による非農地については東京都の協議は必要なくなりました。そこで、宅地化の場合と山林化の場合を区別するべく、宅地化の場合は非農地証明、山林化の場合は非農地判断という文言にしており、今回は全ての内容が山林化によるものですので、非農地判断としております。資料の誤りがあったことお詫びいたします。

なお、表紙以外の資料については、事前にお配りのものをご覧くださいませようお願いします。それでは説明に入ります。

議案第4号非農地判断願出書の承認について

下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。

令和5年8月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 818㎡

内容といたしましては非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっている状況にあり、規模を踏まえても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断を願出することとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 2,528㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 352㎡

番号2③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 78㎡

番号2④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振外、
面積 273㎡

番号2⑤ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 609㎡

番号2⑥ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 717㎡

番号2⑦ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、

面積 3,071㎡、7筆合計 7,628㎡

内容としたしましては非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっており、規模を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断を願出することとした。

非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

今回の農地については、中之郷地区・末吉地区の農業委員及び推進委員と現地調査を行いました。先ほど説明したとおり、すべての農地が山林化しており、周辺環境を考慮しても、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われまます。それでは、ご意見をよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思ひます。番号1農地について、7番推進委員お願ひします。

推委7番 農業委員、事務局と現地を確認しました。こちらの農地は以前は鉢物の置き場として利用されておりましたが、手が入らなくなってから、かなりの時間が経過しており、現在は山林化しております。非農地として処理しても問題ないかと思ひます。

議長 続いて、番号1農地について、12番農業委員お願ひします。

農委12番 推進委員、農業委員と一緒に現地確認をし、推進委員からの説明どおり、非農地として処理するのは致し方ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号2①から⑦農地について、4番推進委員お願ひします。

推委4番 農業委員、事務局と現地を確認しました。いずれの農地も手の届かないほどの口ベや大木によって再生困難な状況ですので、非農地として処理しても問題ないかと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号2①から⑦農地について、5番農業委員お願ひします。

農委5番 推進委員から説明があったように、いずれの農地も荒廃してから年数が経過し山林化しております。非農地として処理しても問題ないかと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第4号議案について非農地判断いたすことにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については非農地判断いたしますことを決定します。